

第 156 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 平成 30 年 5 月 31 日 (木) 午後 3 時 ~
2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
3 出席者 会 長 : 金子 忠一
副会長 : 横田 樹広
委 員 : 藤崎 健一郎 井之口 喜實夫 檜垣 盛喜
かしわざき 強 斉藤 静夫 やくし 辰哉
きみがき 圭子 岩瀬 たけし 植松 正一
西貝 嘉隆 中野 弘明 石川 寿生
中山 幸治 富岡 康雄 内堀 比佐雄
谷口 光男 木内 幹雄 中村 壽宏 市川 祐司
理事者 : 都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局 : 環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
5 傍聴者数 3 名 (傍聴人定員 10 名)
6 次 第 1 開会
2 審議
(1)練馬区みどりの基本計画の改定について
(諮問第 189 号)
(2)保護樹林の新規指定について
(諮問第 197 号)
3 報告
(1)保護樹木の新規指定について
(2)保護樹木の指定解除について
4 その他
5 閉会

7 会議内容

みどり推進課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を担当します、みどり推進課長の塩沢です。よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたり、事務局から出席委員数を報

告します。

ただいまの出席委員数は 21 名です。当委員会の定数は 22 名で過半数の出席があり、本日の委員会は成立しています。

なお、佐藤委員からは、所用のため欠席との連絡をいただいています。

それでは、開会に先立ちまして、練馬区緑化委員会の第 20 期が本日からスタートいたしますので、あらためて委嘱状を机の上に置かせていただきました。多くの委員は再任ですが、今期から新たに就任された方が 7 名いらっしゃいますので、環境部長からご紹介いたします。

環境部長

環境部長の古橋です。

お名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いします。

(新委員の紹介)

環境部長

ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

では、続きまして、理事者側にも異動により変更がありましたので、紹介いたします。

(理事者の紹介)

環境部長

ご紹介は以上です。よろしく願いいたします。

みどり推進課長

それでは、環境部長よりご挨拶申し上げます。

環境部長

あらためまして、私から、会の冒頭に当たりご挨拶を申し上げます。まず、皆様には、お忙しいところ、本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

緑化委員会の第 20 期が本日からスタートとなります。こちらの練馬区緑化委員会においては、区長の附属機関として、区のみどりを守り増やすことを目的に、みどりの基本計画の策定や保護樹林等の指定・解除等に関する審議を皆様に行っていただきます。

現在、今年度中の策定を目指して、みどりの基本計画

の改定作業を継続しております。ぜひ緑化委員会の委員の皆様には活発にご審議をいただき、よりよいみどりの基本計画ができますよう、あらためましてご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日も、この後、みどりの基本計画等についてのご意見や、保護樹林・保護樹木等の案件についてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

みどり推進課長 それでは、次に、会長、副会長の互選に入りたいと思います。

(「事務局一任」の声あり)

みどり推進課長 ありがとうございます。事務局一任ということで声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

みどり推進課長 ありがとうございます。それでは、事務局より指名させていただきます。会長には金子忠一委員、副会長には横田樹広委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

みどり推進課長 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようなので、金子委員を会長、横田委員を副会長に決定させていただきます。

金子委員、横田委員には会長、副会長の席に移っていただきたいと思えます。

それでは、ここからは進行を金子会長をお願いしたいと存じます。

会 長 　　あらためまして、会長にご推薦いただきましたので、前期に引き続き会長役を務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

練馬区は、いろいろな樹林も含めて、あるいは都市農

地も多いということで、みどりが多い区の1つです。そういった、みどりを愛している区民がとても多くいらっしゃるということで、みどりあふれるまちになりますように、1つでも寄与できるようにしたいと思います。先ほど部長がおっしゃいましたが、特に前期と今期に当たっては、みどりの基本計画の策定をしておりますので、将来みどりが多いまちになりますように、練馬らしい基本計画ができるように努力したいと思います。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

副会長

横田と申します。みどりはまちの映し鏡ということで、昨期から、みどりの基本計画もさまざまなところから注目されながら、改定を進めているところかと思えます。また皆様と議論させていただきながら、練馬のみどりの将来を一緒に考えられればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

本日は4時半を目途に会議を終了できればと思っています。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

みどり推進課長（資料確認）

会長

それでは、お手元の次第に沿いまして、本日の委員会を進めさせていただきたいと思います。

次第の2つ目、審諮問案件の審議に入りたいと思います。本日は議事進行の都合により、まずは次第の「保護樹林の新規指定について（諮問第197号）」の審議を行いたいと思います。資料2の説明を事務局よりお願いいたします。

みどり推進課長（諮問文読み上げ、資料2説明）

会長

大泉学園町6丁目13番にある391㎡の樹林地の保護樹林の新規指定ということです。ご質問、ご意見等ありますか。

A 委員 2点ほどお聞きします。樹冠投影面積が300㎡というのは、素人に全く分からないのですが、どういうことなのでしょう。

みどり推進課長 これは上から見たとき、みどりで囲まれた、みどりとしてカウントできる面積を、樹冠投影面積ということでカウントしています。今回は、母屋が間に入っていますが、それを差し引いて、1つの敷地内でまとまったみどりが300㎡以上あるということです。

A 委員 指定された後はどうなるのでしょうか。
憩いの森の整備にかかわっているのですが、それとかわりはあるのでしょうか。

みどり推進課長 憩いの森は、民有の樹林地を所有者からお借りして、区民の方に開放している市民緑地です。
今回の保護樹林というものは、良好な樹林の所有者に、管理費等を区が補助して、健全な樹林として管理をしていただくもので、みどりを守る取組みの1つです。保護樹林には、開放はしているところもありますが、開放していないところのほうが多いです。

会 長 他はいかがでしょうか。
それでは、この保護樹林の指定について、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

(「承認」の声あり)

会 長 ありがとうございます。承認いただきました。
それでは、次に、審議案件の「練馬区みどりの基本計画の改定について」の審議に入ります。
資料1-1、資料1-2の説明を事務局よりお願いいたします。

みどり推進課長 (資料1-1、資料1-2説明)

会 長 これまでご議論、ご意見いただいたことを踏まえて全体の骨子を再整理していただいたということです。資料

1 - 2「仮称練馬区みどりの基本計画骨子(案)」について、ご説明いただきました。

これについてご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

B 委員

まずスケジュールについて伺います。今回、みどりの基本計画の骨子(案)を説明いただきました。先ほどの話の中で、「みどりの基本計画」自体は今年度中に作成を目指されるということでした。その中で、この委員会として、諮問に対していつ答申を行うのか。また、その答申を受けて区はどのような取組みを行っていくのか、スケジュールを教えてくださいませんか。

みどり推進課長 本日、この骨子(案)について、またご議論、ご意見をいただき、修正する部分が出てこようかと思えます。7月の当委員会で、あらためてまとめたものに答申をいただきたいと考えています。

法定計画ですので、東京都との協議も必要です。また、パブリックコメントも考えています。そういった手順を踏んで、今年度末には計画策定ということになりますが、その前に素案、あるいは案というところで順を踏んで積み上げていきたいと考えています。

B 委員

今の質問に関係して、7月に答申を出すということですが、この緑化委員会で答申を出した後は、その計画自体は練馬区の中で作成をする。緑化委員会としては、その後どのようにかわっていくのかをお答えいただけますか。

みどり推進課長 まず、答申をいただいた後に、それを骨子としてたたき台をつくります。9月には区としての素案を確定し、皆様方にもお知らせをしていくと同時にパブリックコメントをしていきます。本年末ぐらいには案という形で固めていきたいと考えています。素案は何十ページの冊子になりますが、それらに関してパブリックコメントを行います。皆様方にもお配りをするような形でご意見をいただく。その間にまた緑化委員会の設定も考えていますが、最終的には、3月に報告という形までもっていき

いと考えています。

B 委員

分かりました。では、7月に答申を行って、その後、さまざまな形でつくっていただく中で、また緑化委員会でいろいろと意見を出して、それを反映していただくという流れと理解しました。

続けての質問ですが、資料1 - 2の1ページの「計画のフレーム」に関してまず伺いたいと思います。こちらでは、「みどりの基本計画」と「みどり30推進計画」を受けて、今回、仮称みどりの基本計画をつくるという流れになっているかと思えます。そこで、その前提となるものとして、「みどり30基本方針」もあったかと思えます。この中にはこの基本方針が示されていないのですが、基本方針についての位置づけをお答えください。

みどり推進課長 新しくつくる基本計画では、また基本理念、基本方針は落としていきます。ただ、この基本方針は、基本的には「みどり30推進計画」と同じものではありません。先ほどご説明しましたような考え方、あるいは基本的な考え方を方針としてまとめて行きます。「みどり30推進計画」の方針は、1回ここで切って、新たにつくっていくものです。

B 委員

確認させていただきます。「みどり30基本方針」は平成18年4月に策定されています。こちらは年次計画ではないですね。その中で緑被率を30%にするという大きな方針を出されていて、それを受けて「みどり30推進計画」などもつくられていると思えます。

今回、今のお答えは、「みどり30基本方針」はこれからも残る。つまり、両立させていくという考え方でのよいのでしょうか。

みどり推進課長 「みどり30の基本計画」、あるいは「みどり30基本方針」は平成29年で1回終わります。新しい方針を今回の基本計画の中で設置をしていく。継続はされていないというご理解をいただければと思います。今回の基本計画の中で新しく方針をつくっていくということで、「みどり30基本方針」とは違うということです。

B 委員 あらためて確認ですが、「みどり 30 基本方針」は平成 29 年までの年次計画、年次の方針だったということでしょうか。もう一度、確認をお願いします。

みどり推進課長 年次計画ではなく 30 年後を想定しての計画ですが、目標や事業量への取組みは 10 年を 1 つの区切りにしています。「みどり 30 基本方針」は、実現も含めてその方針でいいのかというところが、今回の基本計画の改定の大きな部分になっています。従って、この方針も含めて、今回の改定の中で基本計画の方針を定めていくものです。

B 委員 先ほどと答弁が異なっているような気がしたのですが、確認として、「みどり 30 基本方針」は、年次を区切ったものではないですね。緑被率 30% に向けての基本的な方針を示したものであるということが 1 つ。それを受けて、「みどり 30 推進計画」というのは平成 29 年までで、これは確かに終わりました。

ただ、一方で、「みどり 30 基本方針」自体はこれからも生き続けるというのが最初のご答弁だったと思いました。今お答えの中では、この基本方針も基本計画に含まれていくというような形でお答えいただいたような気がしたので、その位置づけをあらためて簡潔にお願いしたいと思います。

みどり推進課長 「みどり 30 推進計画」の基本方針、理念といいますが、似ている部分は確かにあります。ただ、それを引き継いで、今回の改定する計画の中につなげていくという考えはありません。必要な部分は確かに盛り込みますが、緑被率 30% を目標とする計画に対しての基本方針というと、また違うものであると考えていただければと思います。

B 委員 「みどり 30 基本方針」は、緑被率 30% を目的にするということが基本方針、まさに基本理念なわけです。それに向けての計画が立てられてきた。今おっしゃった中では、「みどり 30 基本方針」の一部も残っているようなことを伺いました。基本方針の一番のポイントは、そのタイトルが示すとおり、緑被率をどれだけ上げていくか

ということに思ったと思います。計画の中で、この基本方針はなくなってしまうということでもいいのでしょうか。

みどり推進課長 「みどり 30 基本方針」の中で、区民の協働であったり、みどりを増やしていこうといった考え方はこれからも大事だと考えています。ただ、緑被率 30% を目標にするという理念をこのまま引き継ぐということは、今回の計画の中では盛り込みませんということです。

B 委員

お答えとしては何と言っていいのか。いずれにしても、「みどり 30 基本方針」の一番の肝が緑被率を 30% に高めていくということだったわけです。それを今のよう形で、基本的な考え方は受け継ぐ、住民協働は受け継ぐけれども、一番の目標であった緑被率 30% は受け継がないというのはいかななものかということは、意見として申し上げたいというのが 1 つです。

ほかの内容に少し入らせていただきます。少し説明が分かりにくかったので教えていただきたいのですが、「みどりのムーブメント」という言葉が今回から登場して、緑化委員会のさまざまな意見の中で「みどりのムーブメント」という言葉を取り入れたとあります。資料 1-2 の 2 ページと 3 ページで、「みどりのムーブメントづくり」ということを説明いただいています。そもそも「みどりのムーブメント」とは何なのかをもう一度、ご説明いただけますか。

みどり推進課長 先ほどもご説明しましたように、区民が愛着をもって行動につなげるということが「目指す姿」のところに書いてあります。端的に言いますと、区民がみどりにかかわっていく行動がムーブメントになります。これは、行政も当然支援しますが、行政が主体となって動くものではなく、まずは区民の皆様動きがこの一番の中心となるムーブメントと考えています。

B 委員

もしそういった説明だとしたら、もう少し「みどりのムーブメント」とは何かということも含めてこの資料の中に書かれたらいいのではないかと率直に思いました。もう一つ、4 ページの「基本方針と目標」で成果目標

と出されています。みどりとほぼ毎日触れ合う区民の割合をどうするか、区民満足度をどのように上げるか、区民割合をどうするか、それぞれの指標自体は1つ可能性を感じ、納得できる部分ではあります。ただ、こちらの成果指標というのは、区民協働という観点での目標ではありますが、みどり全体を考えたときにこれだけでいいのかというのは正直、思います。

例えば、生物の多様性といったことが、成果指標の中に示されないのかと率直に感じています。特に9ページで、「施策の体系」ということで重点施策をたくさん挙げられています。基本方針2の「区民協働の機運醸成のための仕組みづくり」というのは分かるのですが、それ以外の指標がこの中からは見えないと思います。この点についてご意見ををお願いします。

みどり推進課長 生物多様性、こちらも基本的には樹林地があつての生物多様性、農地があつての多様性という考えでいきますと、そのもととなる樹林等を増やすのが一番重要かと考えています。そういう意味では、生物多様性の指標は、今回の骨子の中では入っていませんが、本編の中には何らかの形で表現していきたいと考えています。

次に、ムーブメントについては、また検討させていただければと思います。

また、成果指標については、資料1-2の4ページで出している3つが先ほどの区民のムーブメントに絡んでの、活動して区民が感じる、その区民の割合を指標としておりますので、基本的な方針というところの成果指標として、今回3点を出させてもらっています。

B 委員 今のご意見というのは、成果指標として確かにその一部ではあると思いますが、もう少し広い意味で、景観の話もそうかもしれない、あるいは生物多様性の話もあるかもしれない、さまざまな観点をもう少し踏まえた上で検討いただきたいということをお願い申し上げます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

C 委員 私も、前回の委員会の資料1のP8の「実現に向けた

施策」の実施主体で、区が「主たる主体」の部分が非常に多くて、区民が「主たる主体」というところが少ないのはどうなのかと意見を出しました。今回のこの資料を見て、区民との協働とか、区民ということがたくさん出ていて、みんなで一緒にやっていくということを示してはいますが、本当にこれは区民主体、発のものになるのかととても疑問です。

今お話がありました、「みどり 30 基本方針」にしても、これまでみんなで緑被率 30%を目指していこうとずっと続けてきました。30 年後には緑被率 30%になるという大きな目標を目指してきたわけです。今回のこの中でも質も量もということを示してはいるのですが、区民の皆さんが本当に緑被率 30%を目指してやっていくという思いが今でもあるのかとか、そういったところから発信していかないといけないのではないかと思います、これについてお聞かせください。

みどり推進課長 2009 年に「みどりの基本計画」をつくって、それに向かってさまざま取組みを行ってきました。公共のみどりはそれなりに行政が増やしているのですが、一方で民有のみどりはその取組みをしてきたにもかかわらず、相反してどんどん減っている状況です。これからもどんどん減っていくことが想定される中で、緑被率 30%を目標としてできるのかというところが大きな課題です。

住民主体、区民主体ということは基本的には変わりませんが、量も当然求めます。ただ、区民の今あるみどりの満足度がやはり重要になっていきます。30%という昭和 50 年代初頭のころの練馬区の緑被率になります。その時、区民がみどりに満足していたかというとなかなか難しい問題です。30%になればそれに越したことはありませんが、それよりも今あるみどりを守り、増やしなから、区民が参加していく中に、みどりの実感というところにつながっていく、あるいは量と質と両方兼ね備えたものにつながっていく、そのための計画をつくっていきたいと考えています。緑被率 30%はかけ離れた目標であり、区民主体としての行動を基本に取り組んでいくことが重要かと考えています。

C 委員

区民主体であるのだったら、今ある課題、何で緑被率が30%に届かないのかとか、どうすればいいのかとか、そういうところを区民で議論する。投げかけて、どうしたらいいのかというところからかかわっていくことで、満足度は上がっていくのではないかと思います。そこで、今の課題として区はこう考えている、結局こういうことで示したもので区民の皆さんがご賛同いただけましたで決まっていってしまうというこれまでのやり方です。一見区民みんなでやっていくのだとは思いますが、基本的なところは結局区が主導になっているなど感じるのです。そこについてご意見を伺います。

環境部長

先ほどからいろいろご意見をいただいておりますが、そもそも今回、「みどりの基本計画」を改定するに当たって、私どもとすると、量だけを求めるのは、もういろいろな状況からなかなか難しいだろうと考えています。質にも注目した新しいみどり施策の考え方について、当委員会でもいろいろご意見をいただいております。

私どもも、区民会議からもいろいろご意見をいただいております。区民の方々は必ずしも緑被率30%を求めているだけではなく、公園が自分たちにとって使いやすいものであったり、近くにある良質なみどりが憩いの場になったり、区民の皆様が求めているのは量だけではないと実感しています。

緑被率30%を維持するためには、公共がみどりを買っていかなければいけないのかというような問題提起も当委員会でさせていただいております。みどりが減っていくのを少しでも減らすためには、やはり区民協働が必要だということは変わらないと思っています。先ほどの「みどり30基本方針」を継続しないのかということ言えば、量を求める方針は一旦ここで方向を変えて、質を高めていこうと考えています。そのためには区民とともにやっていくという考えのもとで新たな基本計画を検討してまいりました。

先ほどからみどり推進課長も、かといって量がどんどん減ってもいいということをお私どもも考えているわけではありません。少しでもみどりが残り、さらに増えていくような取組みは引き続き継続したいと思っています。

C 委員

そのこのところは、やはりこれについてのワークショップを開くとか、今後ぜひ多くの区民の方の意見を聞いていただきたいということは要望します。

それから、細かいところですが、5ページの「取組む主な施策」で、「練馬城址公園は、にぎわいの拠点となるよう東京都と調整を行います」とあります。ここは「みどりのネットワーク形成と区民協働の推進」というみどりの骨格について書かれている部分です。ここで城址公園はにぎわいの拠点というのが出てきてしまうと、とても違和感があります。城址公園も、石神井川もありますから、石神井川とその周りのみどりと一体化した公園づくりにかかわっていききたいという思いが地域の多くの方から声が上がっています。そういったことでは、このみどりの骨格というところではそこをきちんと打ち出していきたい。にぎわいというよりも、川とかみどりと共生というか、そういうところも盛り込むほうが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 城址公園は都市計画での位置づけで将来的に都市計画公園として、東京都が主体になってつくっていきます。作り上げていく中にも、にぎわいという部分も含めて、現状あるみどり、あるいは川をベースとして、区民の参加による公園づくりも関係してくるのかなというところでは、ここに書いてある協働の推進という中に盛り込んで、みどりの拠点ということで落としたものです。

都市計画課長 少し補足をさせていただきます。まず、城址公園については、「みどりの基本計画」の中ではネットワークの一部を担う大きな公園で、当然みどりも充実した公園になるものと考えています。

ただ、城址公園については、区のランドマークとして、親しまれてきたものであり、「みどりの風吹くまちビジョン」等でも区民の皆様から要望がある「にぎわい」という部分も備えた公園として整備をしていく位置づけをしております。そのような位置づけも踏まえて、「みどりの基本計画」でも記載をさせていただいているということで、当然公園の持つみどりの機能も踏まえた中での位置

づけは変わらないと考えています。

D 委員 質問の中に入って申しわけありませんが、骨子(案)は議会にも提出されるのですか。

みどり推進課長 骨子(案)は、素案という形で議会には報告をします。

D 委員 会長、提案です。会長のお話ですと1時間半ぐらいをめで終わりたいということでした。限られた時間で、この委員会は頻繁にあるわけではありませんので、1人何問とか、その辺のところで進行していただきたいと提案します。そうでないと終わってしまうのです。そういう意味では、私たち議員にとってはチャンスもまだありますので、前回の委員会と同じ質問を繰り返していくのはいかがかなという個人的な意見です。そういう流れの中で進行していただきたいというご提案を申し上げて終わりたいと思います。

会 長 ご提案、ありがとうございます。
ほかの委員の方、いかがでしょうか。

E 委員 限られた時間ですので、1点だけ。今回の「みどりの基本計画」は、平成21年のものと「みどり30推進計画」を発展的にしていくということです。「みどり30推進計画」にしても、数値がひとり歩きをして、それに固執をしても、現実問題、民有地がどんどん減っている。区民協働と言われるのですが、本当に区民協働がなされているか。例えばアンケートをとれば、みどりがすてきだね、みどりを大切にしよう皆さんおっしゃいますが、畑、また山林などへ行くとごみがぼんぼん捨てられている。集積所を掃除する人は誰もいない。これが現実です。
では、そこで「みどり30推進計画」以前の問題として、みどりを本当に推進するための区民意識はムーブメントとなるのだろうと思います。しかし正直言って、73万の区民が全部みどりを一生懸命やるといたら本当に道路も何も全部きれいになっているはずですが、そこまで行っていないのが現実です。そこに僕はぜひとも重点を入れていただきたい。当然、中間機関の区が入っていか

いと、一人ひとりの意見を全部集約するというのはなかなか難しいでしょうから、区や中間支援組織、事業者が入っていかなくてはいけないとは思っていますが、それについてはどうなのですか。

みどり推進課長 区民協働のもとになるのは皆さん方の取組みだと思います。一生懸命やられる人がいても、その人だけでは長続きはしません。区が強制的に人を育てるとするのは無理な話です。そこに中間支援組織は、非常に大きな役割が出てくると考えています。地元の地域の人たちがあって、そこに中間支援組織が支えながら、協働の輪は広げていく仕組みが理想であり、それを目指していく。そして、区は、それに対してしっかり支援をしていくというつながりが大事だと考えています。その仕組みづくりのためにどうしたらいいかというのは、これから重要な検討事項だと考えています。

E 委員 今申し上げたことでありますが、ぜひとも数値がひとり走りするようなみどりで本当にいいのか。区民一人ひとり、誰に聞いてもみどりは大切と言うのですが、それが行われているか。実際問題行われていないから、どんどん減っているのです。協働の組織づくりをぜひともやっていただきたい。要望して終わります。

会 長 ありがとうございます。

F 委員 いろいろ議論を伺いました。時間がないようですので、私たちの例を申し上げて、参考にさせていただければと思います。我田引水的な点もあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

私が住んでいる町会は練馬中央自治会というところです。昔は高稲荷公園までサクラを見に行っていました。このごろ老齢化して、高稲荷公園まで歩いて行って帰ってくるのは大変だから、すぐ近くの一丁目公園でやろうということになりました。

ところが、サクラが数本しかない。それではしょうがないから、サクラを植えてもらおうということで、三、四年前にサクラを5種類ばかり植えていただきました。

早宮のほうでは河津桜を植えているという話を聞きましたので、きれいだから紅しだれ桜を植えてもらおうとスタートしました。

その後、練馬区は観光資源がないから、練馬区の観光資源をつくったらどうだ。30年も40年もかかるかもしれませんが、ないならつくろうと。それには何がいいかということで発展したのです。しだれ桜を植えようということになりまして、昨年、役所の協力をいただきまして植えました。そうすると、具体的に花見にサクラがあるということは、みんなが愛着を感じるのです。しだれ桜を植えたら、みんな見ていて、あの枝がどうだ、この枝がどうだ、枝がたれ下がっていると関心をもって見えています。

前に申し上げたのですが、練馬のコブシも清楚なきれいな花だと思います。練馬の木だそうですが、あまり時期が早くて、見るような雰囲気にならないから、私はどれだけ愛着を感じているのかなと思うのです。

つまり、区民がその木との自分の個々のかわりの中で愛着をもつ木、みどりは何か。みどりというのは抽象的です。私たちは今、具体的に、それなら発展的に文化センターから広徳寺、それから、高稲荷公園、としまえん、それから、南蔵院、この辺のいわゆるゴールデンライアングルとこちらは勝手に命名しています。それをしだれ桜の里にしようということをやっている、やがては練馬区全域に広げていこうという意気込みで今やっています。

そうすると、皆さん関心を向けてくれて、実際、浄財を出してもらっています。私たちはしだれ桜に愛着をもっています。つまり、ムーブメントを動かすには人をどうしたらその気にさせるか。具体的に、掘り下げてものを実行するには、あまり抽象的な言葉は使わないことです。役所は、全体的に効果をもつから抽象的な言葉を使わざるを得ないのかもしれませんが。

早宮のほうは河津桜だと言っていますから、うちの地域はどうしたいと、地域で競争させたらどうですか。それが町会単位なのか、あるいはどういう単位かはいろいろまた議論があるでしょうが、方々にそういう組織を幾つかつくって、競争させたら、関心をもつようになりま

す。

みどり推進課長 地域によって、みどりというのはさまざま特色があると思います。ある家の大きな百数十年のケヤキであったり、サクラであったり、本当にその地域の目印、あるいは本当にシンボリックな樹木はたくさん区内にあります。そういったところを地域の皆さんで守っていく。今言われた紅しだれ桜も、河津桜もそうですが、その地域の皆さんで守っていただくというのも1つのムーブメントです。地域のケヤキを、苦情もあるけれども、地域のみんなで守っているのだといった取組みがすごく大事になってくると思います。

そこに中間支援組織、いろいろなものが入って、区としても先ほどのいろいろな助成等もありますが、みんな守っていくのが今回の基本計画の柱の1つです。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

G 委員 量が大事か、質が大事かということがあるかもしれませんが、両方大事だと思います。質に走るのはいいのですが、やはり量は押さえておく必要がどうしてもあると思います。緑被率30%が維持できないのであれば、下方修正でもしようがないと思います。ここで言うところの10年後には何%、30年後には何%という数字は出しておく必要があります。

1ページの右のところに、ここ10年間の民有の緑被面積の推移がありますが、この延長として、10年後にはどれくらいの目標、30年後にはどれくらいの目標、そのためには農地の減少をできるだけ抑えるために、宅地のみどりの減少を抑えるためにどれくらいやっていくか。

それから、あと、公共のみどりについて、実際に大きな増加は難しいかもしれませんが、目標として10年後にどれくらい、30年後にどのくらいというのをどこかに書いてほしいと思いました。

次に、1ページの左下に、みどりの実態調査などが書いてあります。実態調査については、前のときに伺いましたが、調査は大変詳し過ぎ、あまりそこに時間をかけてもしようがないという気がしています。もちろん大事

なことではありますが、指標をどうするかとかいうことに結構時間をとって、データも大変細かいものが出てきます。それを少し簡単に済ませて、それよりも将来的、今後の戦略をどうするかというところにもっとエネルギーとか時間とか使うべきだと思います。

そこで、これだけたくさんの委員の方がいらっしゃいますので、いろいろな方から聞く。都市計画法とか、国の法律がいろいろ変わってきます。また、ほかの都市とか、海外とかも含めていろいろな事例があります。そういうことを参考にしながら、次の5年間、実態調査だけで終わってしまわないで、今後の戦略についてより議論の時間とエネルギーを割く必要があるかと思いました。

それから、5ページに図がありますが、現在の図なのか、30年後の図なのか区別つかないので、公園とか駅の表示で、今現在はないが、これからつくるところとか書き方を変えて、分かりやすくするといいと思いました。

それから、6、7、8ページと図があります。これは単なるイメージだけではなくて、現実、例えば手始めにモデル地区として今年はやろうと思っている場所を載せるとか、あるいは去年、一昨年ぐらいにできたところで先駆的にとか、モデル的にやったところがあれば、具体的にこのように進んでいますということを出してもらって、それをこれからほかの地域にも広げていきますというイメージがあるといいと思いました。

それから、30年後のことも大事ですが、その前に、それを目指して10年後をさらに目指して、とりあえず今年何をやるか、来年何をやるかというあたりをもっと詰める必要があると思います。

今回の中に、例えばオープンガーデンとか具体的な施策が幾つか出てきました。それに向かって、いつごろ実現を目標にしているのか。例えばオープンガーデンはもちろん個人個人の参加が必要ですが、今、何力所かやっているところについては、役所がかなり主体的になって進めていかないと進展しないと思います。それに向けて今年、来年はどんなことをするのか、あるいはそのテーマが少し後であれば5年後、10年後かもしれませんが、いつごろ、どんなプランでやっていくということをもう少し具体的に書いていただけるといいと思いました。

みどり推進課長 たくさんいただきました。幾つか抜粋してお答えいたします。

数の目標は、前回の委員会で30年後の推移をお示しましたが、緑被率20%を切るか、切らないかというところでどんどん減っていきます。それでは、30年後、緑被率20%にするという下方修正をしたほうがいいのかというお話ですが、下がっていく中での目標というのは、後ろ向きの部分であるかと思えます。それよりも、それを何とか維持できるように取り組んでいくのが今回の基本計画のいろいろな施策になりますので、あえて数字は残すことは考えていません。

次に、戦略への時間です。戦略も大事ですが、区民の意識意向調査は、統計上のしっかりした区民の意識のデータになりますので、まずは、区民がどう感じているか、その時々の数値は貴重なものだと考えています。

何をするかということについては、これから策定しますビジョンの中で、4年間、5年間のうちに何をするかということをも明記します。また、アクションプランでは幾らの予算を使ってというところまで明記をしていきます。それと連動する形でこちらの基本計画も取り組んでいきます。特にみどりの区民会議からいただいた提案の中で、1つの庭をみんなで守っていこう、あるいは管理していこうというのも今年度、モデル事業として取り組んでいきます。また、落ち葉での取組みも、その後、続けて取り組みたいと考えています。

いずれにしても、区民と一緒にやっていくことが重要な部分ですので、しっかりそれぞれの計画の中で明記できるようにしていきたいと考えています。

会 長 いろいろご意見をいただきました。次回までに考え方を整理していただければと思います。

ほかにいかがでしょう。

副会長 肉づけとしての提案と数字に関しての意見です。最初に数字についての意見から申し上げます。練馬らしい戦略的な数字が出ないと意味がないのかなと思っていますので、今までそれが諒ではなかったということですから、

では、次の数字は何かということを考えることが大事ではないかと思います。

肉づけに関して言いますと、3つありまして、P4の「基本方針3 みどりでつながる」の成果指標が少し高い部分があって、今はもっと簡単につながれることを求めているのではないかと思います。例えば参加しなくてはいけないというようなゴールはどうか。それはある意味成果指標なので、参加できているということはいい、すばらしいと思いますが、参加しなくてもつながれる仕組みがむしろ大事なのではないかと思います。そういう意味で情報が果たす役割は非常に大きいと思います。他の自治体などで、情報バンクなどの先進的なモデルがありますので、そういったものを参考にしながら、重点的な課題の中でも少し検討してみたいかと思いました。

2つ目は、やはり重要な課題に関して、なくなっていくようなところでの協働のあり方は、1つ、モデルとしてイメージが必要かなと思います。具体的には、農住混在地域というようなあたりだと思います。そこでどういう新しい仕組みをつくれるのかということを描けることが非常に大事ではないかと思います。

3点目は、新しくできてくるものも含めてということですが、公園の昨今の議論、非常に新しくなっていますので、公園の利活用のルールづくりに関して、新しい可能性を非常に含んでいる部分だと思います。これも1つのモデルとして、やはり重要な実施課題ということで検討してみたいかでしょうか。

以上です。

みどり推進課長 今言われた部分は、この計画の中にもしっかり入れていきたいと思っています。

1つ目の参加をしなくてもつながる仕組みは大事だと思います。自分が動かないと参加にならないのではなくて、いろいろな形があるかだと思いますので、その仕組みづくりはこれから考えていきたいと考えています。また、農住の仕組みもそうです。

そして、公園の利活用については、現在の画一的な使われ方を、区民が楽しめるという視点から、もっと広く

幅を持たせて、公園の本来あるべき姿を見直していくことを考えています。いろいろ法的な制限はありますが、少しずつ行政も見直していかなければいけない部分ですので、この計画の中でどこまでうたい込めるかを考えていきたいと思っています。

会 長

進行不手際から十分なお意見をいただく時間がないのですが、次回まで時間があきますので、個別にご意見を事務局にお届けするというだけでもよろしいでしょうか。

ご意見を個別に事務局にさせていただければ、それも含めて次回までにご検討していただく形にしたいと思っています。この場でどうしてもお伝えしておきたいということが何かございますか。

では、手短に、よろしく申し上げます。

F 委員

私はこのフレームとか今日の骨子（案）はよくできていると思います。よくできているから、問題は肉づけして、区民がどうしたらこの計画に乗るか、その気にさせるかという1点だと思います。

会 長

ありがとうございます。
ほかはよろしいでしょうか。

H 委員

1つ、質問ですが、例えば民有のみどりの分析されているところとか、ずっと減少傾向にあると分析されているのはこれまでのトレンドだと思います。この計画は30年を見越した計画だとすると、これからの人口形態とか、世帯数の形態がどんどん変わっていく中でそういうことも織り込んだことなのか、その分析を見ると過去のトレンドでの分析だけのような気がしました。練馬の世帯数、人口動態も10年後、20年後には随分変わってくることも考慮に入れられた基本計画だったのか、それが質問です。

みどり推進課長

人口の今後の推移は、直接みどりの取組みには反映していませんが、今後さらに増えていく元気な高齢者のパワーがみどりの協働の中にも必要なものと考えています。

量とは別に、取組みというところでは、今後そういった高齢者の方も若い方も含めたところで、この計画の実施の部分については関連してまいります、人口が減っていくというところでの関連性はまだこの中には入っていません。

会 長

それでは、本日、議論することについてはこの辺で閉めたいと思います。個別にご意見、ご質問等がありましたら、事務局に電話なりメモなりでご提示いただけたらと思います。

最後に、報告案件について、簡潔に説明をお願いします。

保存樹木の新規指定並びに指定解除について、報告をお願いいたします。

みどり推進課長 それでは、保護樹木の新規指定と解除、報告事項 1、2 を一括して報告します。

資料 3 の 1 ページをお願いします。新規指定のその 1 です。所在地が向山 2 丁目 17 番、所有者の敷地内にあるケヤキ 1 本です。幹周、指定年月日は記載のとおりです。所有者の家の前に、保護樹木の指定をされたケヤキが既に 2 本あり、今回はその隣にあるケヤキが追加されたものです。

2 ページをお願いします。所在が石神井町 6 丁目 6 番、今回、アカマツ 2 本とエノキ、合わせて 3 本が所有者の敷地内にあります。幹周と指定年月日は記載のとおりです。

3 ページをお願いいたします。谷原 1 丁目 9 番、こちらも所有者の敷地内にあるサワラ 1 本です。幹周、指定年月日は記載のとおりです。

次に、4 ページから 8 ページまでについては、同じ区域の中、光が丘 5 丁目 6 番の光が丘パークタウン、UR の分譲住宅の敷地内にあります。団地の管理組合が管理している樹木で、この度、指定の申請があったものです。4 ページのサクラ、5 ページのサクラ、そして、6 ページのイチョウ、7 ページのケヤキ、8 ページのクスノキと多種にわたっていますが、これらの新規指定についてです。

以上が新規指定について、8件であります。いずれも樹形、樹勢等を確認して保護樹木としてふさわしいものであると判断したものです。

新規指定のご報告は以上です。

続いて、指定解除の報告です。資料4をお願いします。

1ページの1番、東大泉1丁目、ケヤキです。解除の経緯は、枯れ枝が目立ち、枯れ枝の落下が増えています。隣にテニスコートがあって、利用者に被害が及ぶ可能性があることから、所有者より伐採をしたい旨、解除申請があったものです。

その下、2番、そして2ページの3番、4番は同じ所有者の敷地内にあるアカマツです。いずれも相続に伴い土地の売却をするため、所有者より解除申請があったものです。

続きまして、3ページの5番、ケヤキで、所有者の敷地内にあるものです。このケヤキは、腐朽が進行しまして倒木の危険があるため、所有者が上部の剪定を行いました。かなり強めの剪定をされてしまったので、職員が現地を確認したところ、腐朽の進行が激しく、指定解除はやむを得ないということで、申請を受け付けたものです。

6番と4ページの7番をお願いします。春日町2丁目の同じところで、エノキとカエデです。所有者より、土地を売却して宅地開発を行うということで解除の申請があったものです。

最後に、8番、平和台1丁目、ケヤキ1本です。所有者より、当該樹木が枯れてしまったため解除、伐採したい旨の連絡がありました。現地を確認したところ、上部はかなり強く切られていたり、枯れたりしていました。幹も、半分以上が枯れている状態で、空洞も目立っているということで、解除申請やむを得ないと受理したものです。

以上、指定解除の報告をさせていただきました。いずれも所有者と現地で直接お会いして樹木を確認した上で、解除はやむなしと判断をしたものです。非常に残念ではありますが、解除を受けたものでございます。

よろしく願いいたします。

会 長 保護樹木の新規指定 10 本、指定解除 8 本という報告です。特に何かございますか。

G 委員 樹種でサクラというのがありました。保護樹木になるほどの樹木なので、その樹種を具体的にソメイヨシノなのか、ヤマザクラなのか書いていただいたほうがいいと思います。

みどり推進課長 今後、そういう表記をしていきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。
では、最後に、その他、事務局、何かありますか。

みどり推進課長 次回の緑化委員会は、7月を予定しています。詳細は、決まり次第ご連絡いたします。

会 長 次回委員会は7月予定ということで、あらためてご案内するということです。
委員の皆様から何かございますでしょうか。
以上をもちまして、本日の緑化委員会は終了いたします。どうもありがとうございました。

了